

葛南教育事務所だより

千葉県教育庁葛南教育事務所

〒273-0012 船橋市浜町2-5-1

Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



人権デー: 12月10日

世界人権宣言70周年

人権週間

12月4日～10日

指導資料の活用を!

千葉県教育委員会では、教職員の研修、人権感覚の向上に資するため、学校人権教育指導資料を刊行しています。週案に綴じることで目にする機会を作る、研修会で利用するなど、積極的な活用をお願いします。

①学校人権教育資料第38集 (リーフレット)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennkyouiku/sidousiryou.html>



このリーフレットは、学校における人権教育を推進するために作成された、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の内容を中心にシリーズ的にまとめたものと喫緊の人権課題に沿ったものを掲載しています。

第38集では、人権教育の目標・重点事項をはじめ、人権尊重の視点に立った校内環境づくり、教室環境づくりの視点と取組例も掲載しています。

個々の作品に評語をつける、学級の歴史コーナーを掲示する等、既に取り組んでいる学級も多く見られます。一人一人の自尊心や所属意識を高めていくための環境を作り、一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力の獲得につなげていこうという取組もその一つです。

校内の取組を「人権教育」という視点で見直すことで、その意味づけに厚みが増えます。是非御一読ください。

②あなたはごどう思いますか? (チェックシート)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennkyouiku/jinnkennisiki.html>

学習環境 生活環境	1	忘れ物をした児童生徒の名前や番号を黒板に書くことがある。	
	2	名前のシールは、男子は青、女子は赤にしている。(男女で色分けしている。)	
	3	「〇〇調べ」「□□がんばり表」等を掲示するのは、効果的だと思う。	
	4	着替えは、女子のみ更衣室を使用することになっている。	
	5	障害のある子は席替えのくじは引かせず、いつも教師の近くの席にしている。	
	6	児童生徒に要求しながら「先生は別」と言うことがある。	
	7	忘れ物の数をグループで競わせることも、時には必要だと思う。	
	8	児童生徒の前では、腕を組んでいることが多い。	

教職員が児童生徒に人権教育を推進する上で、教職員自身が常に人権感覚を磨いていくことが大切です。

授業や講演会のような研修だけでなく、日常の取組に対する振り返りが重要です。様々な場面で教職員自身が言動に気を付けることが、教職員の人権意識を高めていくこととなります。

自分の思い当たる項目に印をつけるという活動を通して、自らの教育活動が人権尊重という視点で問題がないかどうか振り返るための点検表として活用したり、学校職員全体で校内の人権課題について話し合ったり、共通理解を図ったりする際に使用することができます。

「ちば！教職たまごプロジェクト」について

【指導室】

今年度は、約340名（葛南教育事務所管内・10月現在）の学生が本事業で研修を行っています。その学生を対象に、平成30年10月4日（木）千葉県総合教育センターに於いて第2回地区別研修会を開催しました。研修会では、元津田沼小学校長 片桐正広 先生の御講話を基に、「教員として大切なこと」についてグループで協議をしました。同じ思いをもって研修している仲間として、熱く語る姿が見られました。

【研修生のレポートより】

- 片桐先生の講演から、授業を楽しむ教師になりたいと強く感じた。そのために教材研修をしっかりと行うようにしたい。
- 困っていることは、その都度研修校の先生方に相談して解決している。とても良い環境で学ばせてもらっていることに感謝している。

また、学校からは、アンケートで次のような感想や意見をいただきました。

- 教育実習後は児童への対応力がさらに向上していた。次年度はぜひ本校へ着任してほしい人材である。
- やる気のある研修生は、受入れ甲斐がある。定期的に活動することで、フィードバックを生かすことができ、研修生の成長を感じる。
- 活動日数や研修内容の打合せ時間等の確保が難しい研修生もいる。

研修に対する心構えや勤務態度については、上記研修会でも伝えておりますが、各学校でも引き続き御指導をお願いします。

11月下旬より、次年度研修生の申込みが始まります。葛南管内では、中学校での研修を希望する学生が増加する傾向にあります。「他教科の授業を参観し、とても勉強になった。」と話す研修生もおります。より広い視点で学校における研修を体験できるよう、受入れに対する一層の御理解と御協力をお願いいたします。

不祥事ゼロ！ ～ 切実感・当事者意識・連帯感で ～

【管理課】

県内の教職員による不祥事が続いていることは学校の信頼を大きく揺るがす危機的状況です。

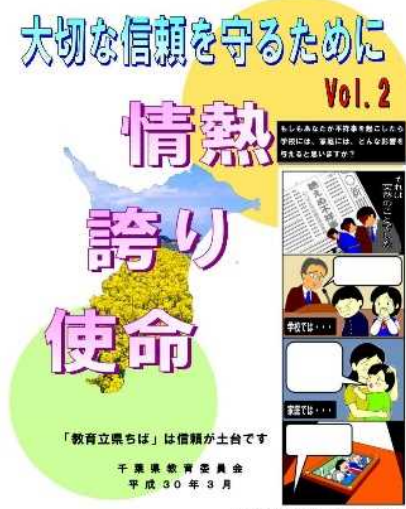
葛南教育事務所では「不祥事ゼロ」「切実感・当事者意識・連帯感」をキーワードにして、五市の教育委員会と連携を図り、不祥事の根絶に向けて取り組んでいます。

平成30年3月20日に、県教委より「大切な信頼を守るために Vol.2」、10月4日に管理課より「管内の不祥事ゼロに向けた取組（平成30年度）」を各学校に配付しました。事務所からは、

1. 若年層対象校内不祥事根絶研修会の実施
2. 平成30年度版不祥事根絶チェックシートの定期的な実施
3. 業務改善に向けた取組の推進

など、8つの対策を実施し、その効果を検証し、実効性を高めるようお願いしています。

各学校においても、チェックシートの活用や参加型の校内研修の実施、県教委からの不祥事根絶に向けたメッセージを毎月配付するなど、引き続き不祥事ゼロに向けた取組をお願いします。



平成31年度 葛南教育事務所管内 公立小・中・義務教育学校・特別支援学校講師等の一斉登録について 【管理課】

平成31年3月卒業見込みの方、初めて教員免許を取得見込みの方、新たに学校現場での勤務を希望される方は、年末・年始に予定している「講師等の一斉登録日」に御来所ください。

※昨年度から61歳以上の方も登録可能となりました。

下記日程で都合のつかない方は、2月にも一斉登録を行う予定です。電話にて御相談ください。

一斉登録日のご案内（受付日時） 場所：葛南教育事務所1階会議室

平成30年12月8日(土)	9:30~11:30
	13:30~16:00
9日(日)	9:30~11:30
平成31年1月4日(金)	9:30~11:30
	13:30~16:00
5日(土)	9:30~11:30
	13:30~16:00
2月23日(土)	9:30~11:30
	13:30~16:00

<現在講師をしている方、一旦退職し、再度講師を希望する方の手続きについて>

講師登録の有効期限は、2年間(例:28・29年度, 30・31年度)です。

平成29年度登録(平成29年度・30年度)の方は更新登録が必要となります。また、平成28年度以前に勤務をしていた方で、一旦講師を辞め、新たに平成31年度に勤務を希望する方も、新たに講師登録が必要となります。登録有効期間を確認の上、手続きをお願いします。

※詳細は、葛南教育事務所ホームページ内の「講師等の登録」をご覧ください。



年末調整をしましょう！

【総務課】

皆様の所得税は、毎月の給料(期末勤勉手当含む)から源泉徴収されています。

その源泉徴収した税額の年間(1~12月)合計額は、年間の給与総額に対して納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが通常です。

その税額の過不足を年末に追徴又は還付して調整することを「年末調整」といいます。

事務担当者から各種申告書について証明書類等の依頼がありましたら、速やかな作成と提出を心がけましょう。

なお、提出遅れや記入誤り等によっては、御自身での確定申告が必要になる場合がありますのでご注意ください。

【各種申告書について】

・平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

扶養控除の対象者は、平成30年中の合計所得金額が38万円以下(給与収入額の場合で103万円以下)の方です。今年の控除対象者について、変動を確認してください。16歳未満の扶養親族は、所得税の控除対象外ですが、個人住民税の算定等に必要となりますので、記入漏れの無いようお願いします。

・平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

生命保険料控除の[新]と[旧] 地震保険料控除の[地震]と[旧長期]の誤りにご注意ください。

・平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

(税制改正により今年から控除額と所得限度額が変更されています)

配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(給与のみの収入であれば103万円超201万円6千円未満)の場合に申告できますが、扶養控除と配偶者特別控除は重複して適用することはできません。

・平成30年分給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

住宅借入金等特別控除を受けた方が、税務署発行の申告書用紙に必要事項を記入して提出します。金融機関等発行の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要です。

千葉県マスコット
キャラクター
「チーバくん」



御協力
お願いいたします！